

平戸市監査公表第 11 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 8 年 4 月 10 日

平戸市監査委員 大浦 雄
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局
市民生活部市民課

第 3 監査の期間

令和 6 年 6 月 27 日から 28 日まで

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：市民生活部市民課】

区 分	内 容	措置状況
指導事項	<p>1. 令和3年度大島村クリーンセンター仮事務所リースについて</p> <p>指名競争入札において、7者を指名、うち5者が辞退し2者による応札となったが予定価格を超過したため不落となっている。そのうち1者は、後日聞き取りにより入札仕様書に月額にて応札することと記載されているにもかかわらず、年額で記載していたことが判明した。月割りにした場合、予定価格を下回る金額であること及び工事日数までの期間が短いこと等を理由とし、1者のみ見積提出依頼を行い随意契約している。しかしながら、随意契約に至る事務処理としては不適切であったと思われる。契約事務の執行にあたっては、安易な判断をせず、公平で適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>左記の指名競争入札において、入札書に重大な誤記（月額が年額）がある場合、本来その入札は無効として扱うべきだったこと、また、不落随契（地方自治法施行規則等に基づくもの）へ移行する際、他に応札者がいたにもかかわらず、特定の1者のみに絞った選定過程が不透明であり、競争性と公平性を著しく損なっていた。</p> <p>今後は安易な判断を排し、関係法令を遵守した適正な事務執行に努める。</p>
	<p>2. 文書管理について</p> <p>文書の処理及び保存については、平戸市文書管理規定に定められているが、契約書等書類について適切な保存年限になっていないものや、市民課発布の文書記号番号及び指令番号に誤りが散見されたことから、文書起案及び編綴、簿冊登録においては適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>起案・編綴・登録の各段階において、単なる事務処理に留めず、公文書の適切な保存・継承という責任を職員が共有し、再発防止に努める。</p>
	<p>3. 一般廃棄物収集運搬業務について</p> <p>令和3年度及び令和4年度一般廃棄物収集運搬業務において、業務委託契約書第6条で各月の業務終了</p>	<p>契約書の条項を形理的に捉え、履行確認の重要性に対する認識が担当者間で不足していた。また、班長・課長級による適切な決裁権者が設定されているか確認が不十分であっ</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>後、実績報告書を書面で提出することが規定されているが、一部地域の事業所から一般廃棄物処理実績報告書の提出がなかった。また、令和3年度における随意契約価格等決定伺において、決裁権者である市民生活部長の決裁がないものが散見されたので適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>た。 今後の事務執行において定期的に実施状況を確認し、適正な契約管理に努める。</p>
	<p>4. 備品購入について 令和4年度執務室椅子購入において、執行伺、見積書の提出依頼等を作成しているが、仕様書がなく、購入物品の指定がされていなかった。また、見積合せ結果調書において、記載不備や、見積書添付不備があったため適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>起案決裁時に必要書類の不足、記載不備があった。今後は適正な事務執行に努める。</p>
意見	<p>1. 平戸市ごみステーション容器設置事業補助金について 平戸市ごみステーション容器設置事業補助金交付要綱第3条第2項において、補助対象となるものは1か所につき1個を原則としている。しかしながら、実情ではごみの増加や利便性から同じ場所に複数台設置する場合も補助申請を受付けていることから、現状に応じた内容となるように例規の改正について検討されたい。</p> <p>2. 残骨灰処理にかかる委託契約について 令和4年度火葬残骨灰処理業務について、業務委託については有償性があることが前提と考えられるが、随意契約による業務委託を無償で締</p>	<p>この補助金は、限られた予算の中でより多くの未設置箇所へ設置する目的のものである。そのため、実情に合わせるのではなく、本来の規定である「原則1個」を厳格に運用する体制へと是正する。 ごみ量の増加に伴う設置申請は、各受益者（利用者）での対応としていく。</p> <p>残骨灰を一般廃棄物としてのみ捉えるのではなく、「貴重な資源（有価物）を含む財産」として再認識したが、残骨灰の中に有価物がどれだけ含まれているかわからない中での入札は困難であると考える。</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>結している。また、残骨灰の中には有価物が含まれているが、契約書の内容では有価物の処分方法について取り決めがないため、契約の内容や入札の方法について検討されたい。</p>	
	<p>3. 公衆便所の管理について 築地町公衆便所は、昭和 62 年に設置され 37 年が経過し劣化が進んでいる。合併浄化槽 35 人槽で、男子小便器 2 基、女子用和式便器 2 基が設置されているが、経年劣化により防犯上・衛生的に使用が困難な状態であると思われることから、必要性を含めて改善策を検討されたい。</p>	<p>築地町公衆便所は、経年劣化により防犯上・衛生的に使用が困難な状態である。築地区長と必要性について協議していく。</p>